

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	令和5年度第5回武蔵村山市行政評価委員会
開 催 日 時	令和5年10月17日(火) 午後1時55分から午後4時15分まで
開 催 場 所	301会議室
出席者及び 欠 席 者	出席者：坂野委員長、栗原副委員長、清本委員、清委員、矢口委員 欠席者：池田委員 事務局：企画政策課長、行政管理係長、行政管理係主任 説明員：高齢福祉課長、高齢福祉課地域包括ケア係長、産業観光課長、 産業観光課商工係長、環境課長、環境課公園緑地係長
報 告 事 項	令和5年度第4回行政評価委員会の会議結果について
議 題	1 事務事業の外部評価について 2 行政評価委員会としての意見整理 3 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題1 行政評価の評価結果の審議について 「No.10 認知症施策推進事業」、「No.7 武蔵村山地域ブランド創造活動事業」及び「No.8 民間遊び場対策事業補助事業(遊び場用地の改善整備事業補助)」について、外部評価を実施した。 議題2 行政評価委員会としての意見整理 第3回会議で審議した事務事業1件に係る外部評価(修正案)及び第4回会議で審議した事務事業3件に係る外部評価(案)について確認し、以下のとおりとした。 ○No.18 総合型地域スポーツクラブ支援事業 … 原案のとおり決定した。 ○No.3 消防団員厚生事業交付金交付事業 … 原案のとおり決定した。 ○No.5 国際交流推進事業 … 委員の意見を踏まえ、次回の会議で修正案を提示することとした。 ○No.6 地域連携推進事業 … 委員の意見を踏まえ、次回の会議で修正案を提示することとした。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)  (発言者) ○印=委員 ●印=説明員 ■印=事務局	報告事項 令和5年度第4回行政評価委員会の会議結果について 令和5年度第4回行政評価委員会の会議結果について、会議資料に基づき事務局から報告した。 会議録については、修正等があれば10月27日(金)までに事務局へ連絡することとした。  【質疑・意見等】 ○ 特になし。  議題1 事務事業の外部評価について 事務事業の外部評価について、会議資料に基づき事務局から説明し

た。

【質疑・意見等】

- 特になし。

- - - - - 事務事業の外部評価に関する審議 - - - - -

No. 10 認知症施策推進事業

認知症施策推進事業の概要及び内部評価について、評価調書に基づき所管課から説明した。

【質疑・意見等】

- 本事業を構成する個々の事業の概要について伺いたい。
- 初めに、認知症初期集中支援チームについては、医師、看護師、社会福祉士等で構成するチームを設置し、相談者から医療機関や地域包括支援センターを通じて依頼があった場合に介入支援を行うものである。医療・介護機関とつながっていない認知症又はその疑いがある人の家族からの相談を受けて介入し、適切な医療・介護サービスの利用につなげることを目的としている。令和4年度は7件の支援実績があり、おおむね半年に3、4回介入している。
- チームは常設なのか。
- 常設ではなく案件ごとにチームを設置しているが、構成員については支援が終了するまで固定である。
- 事業費は人件費ということか。
- そのとおりである。1回の活動ごとに謝礼を支払っており、医師は12,600円、看護師及び社会福祉士は4,800円である。
- 支援対象者の自宅に訪問することはあるのか。
- ある。ほかに、関係者間で対応方針を協議することもある。
- 認知症患者に対しては、地域包括支援センターやケアマネージャーを通じて各種支援を実施するものと認識しているが、それがチームによる支援と重複することはないのか。
- チームが対象としているのは、医療機関での受診や介護認定の申請を拒否するなど、医療・介護機関につながっていない人や、認知症という認識がない人が大半であるため、役割は異なると認識している。
- 直接市に相談が来ることはないのか。
- ほとんどない。月に1回開催する認知症施策推進会議において事例報告があり、会議参加者である包括の職員や医師等により介入支援が必要と判断された場合に、チームの支援対象となることが多い。
- 全体の相談件数及び介入支援につながった件数を伺いたい。
- 集計はしていないが、感覚的には2件に1件は介入している。
- 軽度認知障害(MCI)などの認知症の前段階にある人は介入支援の対象となるのか。
- 対象となる。本事業は認知症初期段階における集中ケアを目的としているため、そのような人をいかに早く発見し円滑に医療・介護機

関につなげるかを重要視している。しかし、実態としては、認知症が重症化し複合的な課題を抱える人に対しても支援を行っている。

- 所期の目的は理解したが、現状におけるニーズを考えると、複合的な課題を抱える認知症患者に対しても介入支援を強化すべきなのか。
- 感覚的には認知症初期の人と重症化した人は半々であるが、相談内容としては介入拒否により医療・介護機関につながらず、どうにかしてほしいというものが多い。
- 主な対象は認知症初期の人であるが、そうではない複合的な課題を抱える認知症患者に対しても介入支援を行っていることを周知すれば、医師や包括ももっと多くの支援対象者を掘り起こしてくれるものと思料する。
- 介入して初めて認知症が重症化していることが分かることもあるが、初めから重症化していることが分かっているならば、包括による支援につなげるようにしている。
- 認知症患者の母数が増加しているため、周知すればするほど介入依頼も増えると思うが、現状の人員体制で対応できるのか。
- 現状でも対象者が少しずつ増加しており、介入依頼も増加している。今後更に増加すると予測しているため、認知症施策推進会議での専門家の意見を踏まえて体制を検討していくこととしている。  
現在の実績に鑑みれば、10件以内であれば対応は可能であると考えているが、20件、30件と増加すると対応は不可能である。チームの構成員には本業の合間に対応してもらっているため、人員体制に不足が生じてしまう。
- 次に、認知症カフェについて伺いたい。
- 認知症カフェを運営する団体は市内に8団体あり、NPO法人や医療機関などにより実施している。
- 市内にカフェの店舗はあるのか。
- 店舗はなく、団体が場所を決めて開催する形式である。
- 開催頻度について伺いたい。
- 開催場所によって頻度は異なる。月に1回や、毎週第2水曜日に指定して開催していることもあれば、不定期の場合もある。
- カフェでは何をしているのか。
- 認知症に効果的であるとされる各種レクリエーションを実施するほか、当事者だけでなくその家族が参加することもあるため、体験談を話し合っ情報交換することもある。
- 1回当たりの利用者数はどの程度なのか。
- 会場の広さによって変わるが、10人前後が多い。自宅を会場としている場合は5人前後と小規模となる。
- カフェの運営に対する補助額について伺いたい。
- 運営に対する補助はない。専門知識を持った講師を招いて講演会を開催する場合に、その謝礼について補助している。
- カフェの設置数を増加させていくのか。
- 設置数よりも参加者を増やしたい。認知症に対する理解を深める役割を担っているため、多くの当事者に参加してほしい。

- 当事者にどのように働きかけるかを重視しているのか。
- そのとおりである。市民への認知症に関するアンケート調査の結果を見ると、あまり認知症への理解は進んでいないように感じる。9月の認知症月間においては、多くの報道やイベントの開催があったが、興味のない人は見ないので、いかに認知症について知ってもらうかが重要であると考えている。
- 次に、認知症サポート医研修の受講支援について伺いたい。
- 認知症サポート医養成研修の受講費用として40,000円を補助するものである。近年は研修を受講する医師がおらず、予算未執行が続いている。研修の受講希望者はいるが、当日に業務の都合で参加できなくなってしまうことがある。
- サポート医に期待される役割は何か。
- 地域の認知症に関する相談窓口になってもらうことを期待している。ただし、サポート医は専門医ではないため認知症の確定診断はできないことから、適宜適切に専門医につなげてもらっている。また、市民がサポート医を頼って相談に行くこともあるので、市の事業にも協力してもらっているところである。
- サポート医であるという表示はしているのか。
- している医師もいればしていない医師もいる。
- サポート医の実働状況として、認知症の相談を受ける件数は増加しているのか。
- 実態は把握していないが、全体の認知症患者が増加していることに伴い相談件数も増加していると思われる。
- サポート医とそれ以外の医師で受けられる相談の質が異なるのか。
- サポート医は認知症に対する理解が一步進んでいるという認識である。
- 市内のサポート医の一覧は市のホームページに掲載しているのか。
- 市のホームページには掲載していないが、研修を受講した医師は把握している。
- 都のホームページには都内のサポート医の一覧表を掲載している。
- 市や包括で相談を受けた際に、サポート医を紹介することは可能である。
- 市内のサポート医の一覧が市のホームページにも掲載されていると、市民にとってより分かりやすいものになる。
- 認知症の診断を受けたくない人が、別の病気などでサポート医を受診した際に、認知症の疑いがあると判断された場合、先に説明のあった認知症初期集中支援チームにつなげてもらうなど、連携した支援が可能になると思う。
- 市民への周知が不足していると思う。そもそもサポート医を見つけるのが大変では本人を連れていきたくても難しい。
- 最後に、チームオレンジについて伺いたい。
- オレンジ色は認知症支援のシンボルカラーであり、チームオレンジは、認知症の人と認知症サポーターをつなぎ、認知症になっても安

心して暮らし続けられる地域づくりの具体的な活動のことである。令和4年度に立ち上げたため、具体的な活動はこれから行っていくこととしている。

チームオレンジの参加資格を得るには認知症ステップアップ講座の受講が必要であり、そのためには認知症サポーター養成講座の受講が条件となる。ステップアップ講座の受講者に対し、市から勧誘し、認知症についての周知啓発活動等に協力してもらうことができる人を名簿に登録している。現在11人が登録しているが、具体的な取組の協力依頼はこれから行う予定である。協力を依頼する内容は、地域で認知症の疑いがある人を見つけたら適切な機関につなげてもらうことや、周知啓発活動を担ってもらうことを考えている。

- 認知症サポーター養成講座はどこで実施しているのか。
- 包括や市で実施している。ほかに、小・中学校からの依頼があればこちらから出向いて生徒向けに講座を開催することもある。令和4年度は6回開催し、延べ317人の参加があった。また、市全体での養成講座の延べ参加者は、令和5年6月現在で5,823人となっている。
- これまでの話をまとめると、本事業は、認知症の人やその家族を対象として地域での支え合いの体制づくりを推進することを目的としており、支援対象者を適切な医療・介護サービスにつなげている実績があり、認知症に対する理解を深めていく上でも一定の意義が認められることから、今後も継続することが適当である。

他方、本事業を構成する各事業についての周知が十分であるとは言えないため、支援を必要とする人が確実に利用できるよう、周知方法について工夫改善することを求めたい。

また、高齢化の進展に伴い認知症患者等の支援対象者の増加が見込まれることから、本事業の利用ニーズが更に高まることを念頭に置き、適正な支援体制を維持しながら継続していくことが肝要である。

#### No. 7 武蔵村山地域ブランド創造活動事業

武蔵村山地域ブランド創造活動事業の概要及び内部評価について、評価調書に基づき所管課から説明した。

##### 【質疑・意見等】

- 現在認証している10件については、認証期限が切れて再認証しているもので、新規に認証したものはないのか。
- そのとおりである。
- 認証ブランドの中で最も売上が多いものは何か。
- 個別の売上は把握していない。また、団体で認証しているものもあるため、算出も難しいと思われる。
- 多摩東京移管130周年記念イベントに認証ブランドを出品するということであるが、何を出品するのか。
- ジェラートや狭山茶などである。
- 地域ブランドを作ることは必要であると思料するが、認証によっ

て本市の地域ブランドが確立できているのかが問題である。例えば、本市と言えばジェラートが連想されるなど、地域のイメージが連関されると魅力が高まり良い循環ができる。

本市の地域ブランドとしてどのようなものに着目し、力を入れて推していくのかという戦略があって、市内の事業者にもそれに乗ってほしいと考えているのであれば、別の予算が必要になると思料する。

- 平成30年度以降、新規認証はないため、待ちの姿勢ではなく、新商品の開発に係る情報を収集しながらこちらから働きかけることも必要であると思っている。最近、本市で生産の盛んなみかんの新商品の開発について話があったため、積極的に働きかけてみたい。
  - ふるさと納税の返礼品として人気のあるものはないのか。
  - 地域ブランド認証品は生ものが多いため、返礼品になっているものは多くないと記憶している。
  - 本市は名物が少ない。昔は醤油団子の販売店が多くあり、名物と言えたと思う。
  - 認証に係る審査の基準はあるのか。
  - 認証するためには、市内で生産された商品等又は本市の伝統的な素材等を用いた商品等であり、他の地域に対して優位性又は独自性を打ち出せる要素を持っていることなどが要件となっている。市長を委員長として9人で構成する市内の委員会において審査を行い、認証の可否を決定している。
  - 要件が厳しいと感じるが、緩和できないのか。
  - 市の補助金として支出しているため要件の緩和は難しい。
  - 認証商品は食品に限定されるのか。
  - 食品だけでなく、工芸品なども対象となる。
  - 村山大島紬は対象ではないのか。
  - 定かではないが、過去に、織物協同組合に地域ブランドの認証を協議したが、登録の意向がなかったため認証には至っていないと聞いたことがある。
  - 本事業は補助金の側面が強いのか、商品の周知の側面が強いのか。
  - 周知をメインとして考えてもらっている。新商品の開発に関する補助に関しては東京都でも実施しているため、本事業はどちらかという周知が本命である。
- 実際に、農産物を扱う事業者に声掛けしたが、認証により人気が出た場合に生産が追い付かなくなってしまうことが理由で申請に至らなかったこともあるなど、補助金よりも周知の側面として捉えられていると認識している。
- モノレールの延伸に伴う新商品の開発や周知の強化などについての相談はないのか。
  - 特段の相談はない。
  - 新ブランドを立ち上げるという意思と行動力がある人がいるかどうかの問題である。
  - 新規の認証がないため、周知よりも開発に費用を掛けた方が良くとも思ったが、担い手がないのであれば育成から始めないといけ

ないため大変である。

- 対外的な周知については、観光まちづくり協会や商工会と連携して事業者を支援していきたいと考えている。しかし、補助金は行政主体であるため要件緩和も難しいことから、今後在り方を考えていく必要があると考えている。
- 周知方法を工夫することで、より魅力が広まることはあると思う。
- 裾野を広げて周知するという事業展開もあると思う。
- このスキームで新商品の開発を支援するのは困難である。
- 事業者の発案で新商品の開発を支援することはできるが、市から事業者に呼び掛けて支援をするのは難しい。
- これまでの話をまとめると、本事業は、市内の魅力ある商品等を認証し、市内外へ広く発信するものであり、認証商品の普及促進により集客力や知名度の向上に寄与していることから、今後も継続することが適当である。

しかし、近年新たな認証商品の開発がなく、有効性の観点からは、その支援を本事業の枠組みの中で継続していくことについて疑問が残るため、今後は本事業とは別の事業と合わせて実施していくことを検討する必要があると思料する。

また、地域に根差した効果的な周知方法を検討するなどの工夫改善により、より魅力的な事業へと発展させていくことを求めたい。

#### No. 8 民間遊び場対策事業補助事業（遊び場用地の改善整備事業補助）

民間遊び場対策事業補助事業（遊び場用地の改善整備事業補助）の概要及び内部評価について、評価調書に基づき所管課から説明した。

##### 【質疑・意見等】

- 遊び場は市有地又は民有地のどちらなのか。
- 自治会が民有地を無償で借用し遊び場として管理している。また、遊び場となっているのは神社の土地が多い。
- 市の公園整備の対象にはなっていないのか。
- 清掃等も含めて全て自治会が管理している。
- 土地の貸主に対しては、固定資産税の優遇措置等があるのか。
- 特段の優遇措置はない。
- 遊び場の確保は必要であると思料する。しかし、高度経済成長期においては遊び場が足りない状況があったかもしれないが、現在は子どもの数も減少しており、ニーズそのものが減っていると思料する。
- 遊び場のほかにも、市が管理する児童遊園は50か所ある。また、遊び場は幼児を対象としているため、成長に伴い他の施設で遊ぶようになると思われる。
- 元々神社はコミュニティセンター的な役割があり、そのような場があることは重要であると思う。遊び場の廃止という結論にはならないが、コミュニティのつながりを作るもっと良い使い方があるのであれば、それを念頭に置きながら予算を見直してもよいと思う。
- 自治会が管理するのが適切かという問題もある。施設は老朽化しているが放置はできず適切な管理が必要であることから、本事業は

必要である。しかし、長期的なニーズを考えると見直す必要はあると思う。

- 土日に子ども達が大声で遊んでいると近隣から苦情が来ることもある。
- 昔と違って周りの目があり、子ども達が制約を受けている。
- 当初は誰が遊具を設置したのか。
- 宝くじ事業による補助を受け、自治会で設置していると思われる。どの遊具も設置からかなりの年数が経過しているため、ペンキの塗り替えや買換えに関する相談を受けることが多い。
- 本事業は遊び場施設の管理に対する補助なのか。
- そのとおりである。しかし、フェンスの補修や砂場の砂の補充などについては別の予算で対応している。
- 本事業がなければ全額自治会の負担となるため継続する必要がある。しかし、自治会で遊び場を管理するのは大変である。
- 本補助が利用されていないのはもったいないと思うが、利用が低調なのは5万円という額が理由なのか。
- 5万円では何もできないという声はある。修繕であっても業者に依頼すると高額になる。また、撤去にも費用が掛かるため、どの自治会も頭を抱えている。
- 遊具の設置は30年前くらいがピークであるため、ペンキの塗り替えでは対応できないものが増えているのか。
- そのとおりである。市民等からの通報によりそのような遊具を発見した場合には、現地で自治会と調整した上で使用できないように規制している。
- 取替えのニーズはあるのか。
- ブランコ等の取替えについて相談を受けることはある。
- その場合には別の予算で対応するのか。
- 国や東京都の補助を案内している。
- 万が一遊び場で事故があったときの責任の所在はどこにあるのか。
- 管理者である自治会が全責任を負う。
- 市の管理の児童遊園等もある中で、遊び場のニーズがどうなっているのかは気になることである。また、遊び場を管理する自治会について加入率の低下や高齢化への対応をどうするのかという根本的な問題を長期的に考える必要がある。  
また、高額となる遊具の修繕等については別の補助につなげて対応しているが、軽微な塗り替え等については本事業の廃止により対応できなくなるため継続する必要がある。しかし、遊具の老朽化はピークを迎えており、自治会、地域で考えていくことが求められている。
- これまでの話をまとめると、本事業は、自治会が管理する遊び場施設の新設及び改善等に係る費用を補助することによりその確保に寄与するものであり、自治会の財政負担を補う観点からは、今後も継続する必要がある。  
他方、補助額が低いいため、遊具の老朽化に十分に対応できていると



は言えないことや、自治会の加入率の低下や高齢化の進展により遊び場の管理に係る負担が増加していることが課題となっている。また、子どもの数が減少していることや市内に児童遊園が整備されていることから、遊び場の利用ニーズは低下していると思料する。

よって、今後は、遊び場の長期的なニーズや自治会を取り巻く環境を踏まえ、地域コミュニティのつながりを作るための効果的な利用方法について検討した上で、補助内容等の見直しを行うことが肝要である。

## 議題2 行政評価委員会としての意見整理

第3回会議で審議した事務事業1件に係る外部評価（修正案）及び第4回会議で審議した事務事業3件に係る外部評価（案）を提示した。

### No.18 総合型地域スポーツクラブ支援事業

- 原案のとおりでよろしいか。
- 異議なし。

### No.3 消防団員厚生事業交付金交付事業

- 原案のとおりでよろしいか。
- 異議なし。

### No.5 国際交流推進事業

- 第一段落について、本事業の対象が高校生であるように見えてしまうため、TGGでの英語体験学習が高校生の英語力の向上に貢献し、国際化社会への対応に一定の効果を発揮しているため継続することが適当である旨の記載に修正した方がよい。

また、TGGへの参加は学校単位でも実施していることを考慮すれば、今後関心を高める役割に徹するなど、役割等について再検討する必要があることと、TGGの参加者が拡大した場合を想定して補助金の在り方を再検討する必要があることに言及した方がよい。

さらに、横田基地高校生英語ツアーについての言及がないが、横田基地を有する本市において実施することに大きな意義がある。本市の高校生が横田基地との交流を体験することが重要であるため、将来にわたってTGGへ切り替えることについては再検討が必要という記載を盛り込んでいただきたい。

- いただいた意見を踏まえて修正案を作成し、次回の会議で提示する。

### No.6 地域連携推進事業

- 第一段落について、包括連携協定は企業からの打診が増加していることを考えると、企業にとっても底堅いニーズがあると予想されるため、意義が認められるほか実績があるという記載にした方がよい。

第二段落について、「具体的な成果が見えにくい」ことが、後段の記載の原因となっているように見えてしまうため、管理運営体制が明確でないことが原因であるという記載に改めた方がよい。

	<p>また、協定前の審査はしっかりする体制があるが、協定締結後のチェック体制が整備されていないことが問題であることと、市が抱える問題がどこにあるのかを、協定団体とより積極的に共有することでその解決につながるということを盛り込んでいただきたい。</p> <p>最後に、「当委員会としては、」の記載については不要である。</p> <p>■ いただいた意見を踏まえて修正案を作成し、次回の会議で提示する。</p> <p>議題3 その他 次回以降の会議のスケジュールについて、事務局から報告した。</p> <p>【質疑・意見等】 ○ 特になし。</p>
--	--

会議の 公開・ 非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由 [ ]	傍聴者： <u> 0 </u> 人
---------------------	---	-------------------

会議録の開示 ・非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等：                    ) ) <input type="checkbox"/> 非開示（根拠法令等：                    ) )
------------------	---

庶務担当課	企画財政部 企画政策課（内線：374）
-------	---------------------

（日本産業規格A列4番）